

与 党

平成 28 年度予算編成大綱

平成 27 年 12 月 16 日

自由民主党

公 明 党

目 次

はじめに 〈一億総活躍社会をめざして〉	01 P
1. 復興、そして新しい東北へ	03 P
2. 経済再生、アベノミクス第二ステージへ	05 P
3. 暮らしの安全、将来の安心	10 P
4. 地方こそ成長の主役	15 P
5. 未来を拓き創造する教育再生	20 P
6. 積極的平和外交、揺るぎない防衛体制	21 P

はじめに 〈一億総活躍社会の実現をめざして〉

われわれは、再び政権運営を任されてからこの3年間、“日本を取り戻す”“日本再建”を合言葉に、経済再生を最優先にあらゆる政策を総動員して、アベノミクスを強力に推進してきた。

その結果、企業の経常利益は過去最高水準に達し、有効求人倍率が1.24倍という23年ぶりの高水準となるなど、様々な経済指標が好転している。わが国を厚く覆っていたデフレによる暗雲は、もう少しで解消できるところまできた。

足元の経済状況を見ると、7-9月期の実質GDP成長率はプラスに転じ、全体として緩やかな回復基調にあるものの、特に設備投資が企業収益の伸びに比べて弱い状況となっている。また、個人消費の回復テンポも遅れ、地方によっては経済環境に未だ厳しさがあるため、機動的な財政運営を行い今後さらに、アベノミクスをより確かなものとする取り組みが必要である。

こうした認識の下、安倍総理は、これまでの成果に安住することなく、経済再生を最優先に、わが国の構造的な問題に正面から挑戦していくことを決意した。

これまでのアベノミクス「三本の矢」を一本に束ねてさらに強化した新たな第一の矢(希望を生み出す強い経済)として放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の更なる拡大などに取り組み、名目GDP600兆円の実現を目指していく。全国津々浦々で創意工夫にあふれた活力ある取り組みが生まれるよう、引き続き地方創生に全力を傾注していく。

一方で、アベノミクスにより長引くデフレから脱却したとしても、わが国は未曾有の“少子高齢化”により、経済社会を支える働き手が減少していくという根本的な問題を抱えており、一人ひとりの持てる力を高めることなどにより、これを解決しなければ経済成長のあい路を決して断つことはできない。

このため、新たな第二・第三の矢を放つ。新第二の矢(夢をつむぐ子育て支援)で希望出生率1.8の実現をめざし、新第三の矢(安心につながる社会保障)で介護離職ゼロという明確な目標に向けて強力な矢を放っていく。

新第一の矢である強い経済の実現で得られる成長の果実によって、第二・第三の矢である子育て支援、社会保障の基盤が強化される。子育てや介護の心配が解消され将来の見通しが明るくなること、子育てや介護と仕事が両立しやすくなることによって誰もが労働やNPO等を通じた社会活動に参加すること

が可能となり、消費の底上げや投資の拡大が促され、経済の好循環がより一層強化されていく。このような「成長と分配の好循環」を確かなものにしていかなければならない。

今後、わが国の進むべき大きな方向として、「50年後も人口一億人を維持し、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭で、職場で、地域で、学びの場でそれぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会」、すなわち、「一億総活躍社会」を新たな目標に掲げ、その実現に向けて邁進していく。

われわれは、経済再生と同時に、財政健全化も着実に推進してきた。不可能と言われた「国・地方の基礎的財政収支（PB）赤字のGDP比を2010年度に比べて2015年度までに半減する」との目標も、達成できる見込みである。この成果の上に立ち、「2020年度における国・地方の基礎的財政収支の黒字化」に向けて、今後とも経済再生と財政健全化の両立していく。二兎を追って二兎を得るために、これまでの経済再生や歳出改革の取り組みを着実に継続・強化していく。

以上の考え方を踏まえ、来年度の予算編成大綱を策定することとする。平成27年度の補正予算において、これまで議論を重ねてきた一億総活躍社会やTPPに関する緊急対策は、災害復旧・防災・減災事業等とあわせて、実施するとともに、平成28年度の当初予算については、補正予算と一体的に捉え、新たな目標である「一億総活躍社会」の実現をめざすことに重点を置く。同時に、来年度は「経済・財政再生計画」の初年度に当たるため、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立って、引き続き「経済再生と財政健全化の両立」を目指す。

平成28年度予算編成大綱の具体的な内容は以下の通りである。

1. 復興、そして新しい東北へ

東日本大震災の発災から4年9か月が経過し、津波被災地域を中心に復興事業の完了に向けた見通しが立ちつつあるものの、今なお多くの方々が仮設住宅等で暮らしている現実がある。原子力事故災害被災地域についても、既に避難指示が解除され、新たな歩みを始めた地域があるものの、いまだ復旧の緒に就いてすらない地域もある。

また、長期避難者の心のケアや産業・なりわいの再生など、復興のステージの進展に伴う新たな課題も生じている。

平成28年度は、復興・創生期間の初年度である。われわれは、引き続き東日本大震災からの復興を、政府与党一体となって最優先に進め、県・地元市町村と協働し、地方創生のモデルとなる復興の実現に向け、取り組みを加速していかなければならない。

まず、被災者支援については、被災者支援総合交付金の大幅な拡充により、長期避難者の心のケアやコミュニティ形成、健康支援などの取り組みを強化し、仮設住宅での避難生活から恒久住宅への移行まで、各地域の課題に対応し、一貫した支援を実現する。

復興道路、復興支援道路や、多くが完成時期を迎える住宅再建・復興まちづくりについては、これを着実に推進する。

さらに、まちの賑わいを取り戻すため、販路回復に向けた取り組みの強化、企業立地による雇用創出・商業回復や人手不足への対応などを推進し、産業・なりわいの再生に取り組む。

原子力事故災害からの復興・再生については、大前提である廃炉・汚染水対策を着実に実施する。帰還困難区域以外の区域について、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていくことが重要である。このことも踏まえ、除染実施計画に沿った除染や放射性物質に汚染された廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備を着実に進めるとともに、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策等を適切に推進する。さらに、福島再生加速化交付金等の活用により、引き続き早期帰還支援と新生活支援の両面から、福島復興・再生を加速、中でも、被災児童・生徒・学生の教育環境の整備、被災事業者の自立支援、浜通りの産業再生に向けた、イノベーション・コースト構想の実現に政府一体となって取り組むとともに、JR常磐線の全線開通など、事業・なりわいの再建や生活の再構築に向けた取り組みを強化する。また、帰還

困難区域について、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域の避難指示区域見直し等を早急に検討していく。

また、「新しい東北」の実現に向け、官民連携の推進などに取り組むとともに、「風化」と「風評」に対する取り組みを行っていく必要がある。そのため、震災5年を契機として、震災の教訓の国民的な共有、防災・減災、復興の現状の正確な情報発信のための取り組みを強化する。

2. 経済再生、アベノミクス第二ステージへ

イノベーションの推進

科学技術イノベーションは、安倍内閣が掲げる「新三本の矢」の一つである「希望を生み出す強い経済」実現に資する重要な柱である。

このため、第5期科学技術基本計画の策定に向けた議論を踏まえ、成長の「鍵」となる人工知能技術やビッグデータ解析技術など、未来社会を見据えた先端基盤技術の強化、昨今のノーベル賞受賞に代表される質の高い基礎研究の推進、優れた若手研究者等の人材育成、世界最高水準の研究施設の整備・活用促進、産学官によるオープンイノベーションの加速に取り組む。

また、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）及び革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）の推進、自然災害に対する強靱な社会やクリーンで経済的なエネルギーシステムの実現にむけた研究開発の推進、革新的医療技術の研究開発等に取り組む。さらに、宇宙基本計画を踏まえた次世代ロケット・衛星等の宇宙・航空研究開発、海洋資源調査等の研究開発など、国の持続的な成長と安全保障の基盤となる基幹技術の研究開発を推進する。

さい帯血等による iPS 細胞ストック構想の着実な推進等により、再生医療のさらなる推進を図る。

I C Tの高度化・利活用促進

わが国が直面する多様な課題の解決及び持続的経済成長を実現するため、経済・産業・生活を支える I C Tインフラ（ブロードバンド、モバイル、無料公衆無線 L A N、放送ネットワーク等）の整備・高度化・強靱化を図るほか、テレワークを社会全体へ波及させる取り組みを進めるとともに「ふるさとテレワーク」のより一層の普及展開、多言語音声翻訳システムの研究開発・社会実装、G空間情報や4 K・8 Kの活用、デジタル教科書・教材の活用、医療・教育分野でのクラウド利用、多様な分野での I C Tの利活用を促進する。また、産業基盤となる I o Tサービス、ロボットや人工知能による行動支援（自動走行）等を実現するための研究開発・実証、サイバーセキュリティの強化等によりイノベーションを促進するほか、質の高い I C Tインフラシステム・コンテンツの海外展開を支援する。

さらに、社会保障・税番号制度を円滑に導入するため、一層の国民への普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体等で必要なシステム整備や、システム

運用開始に向けた準備を着実に進める。マイナンバーカードについて、カードの無料化など、引き続き取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。これに併せて、個人情報保護委員会の体制強化を図る。

また、国民の利便性向上のため、使える行政サービスを網羅的にお知らせするための機能を検討する。

未来投資による生産性革命

IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能による変革を推進し、未来投資を促して生産性革命を実現する。このため、IoT・ビッグデータ、人工知能の研究開発の加速化や社会実証を通じた産業化、中小企業等へのロボット導入支援、サイバーセキュリティ対策を推進する。

また、中小・中堅の地域中核企業の成長力強化やベンチャー企業支援、地域経済の新陳代謝を促す創業・第二創業支援を行う。

さらに、産業技術総合研究所等による産学の橋渡し機能の強化、女性の活躍推進や中小企業人材等の育成を行う。

加えて、TPPの下で、高付加価値化・イノベーションセンター化を目指すために、技術協力を活用したグローバル人材のネットワーク形成や対日直接投資を促進する。

中小企業の生産性向上・地域の付加価値創造力の強化

賃金・最低賃金引き上げを通じた消費の喚起を後押しするためにも、中小企業の生産性向上・下請け取引の適正化、地域の付加価値創造力の強化に取り組む。具体的には、よろず支援拠点を中心とした経営支援体制の強化や小規模事業者が行う販路開拓への支援、多重下請構造の現状把握など、必要な改善を行っていく。また、中小企業等が大学等と共同で行うものづくり・サービス開発の支援や知財・標準化戦略の強化を行う。さらに、地域資源を活用したふるさと名物の開発・販路開拓、中心市街地や商店街活性化の推進、中小企業の人材確保等の支援を行う。

さらに、地域における公的保険外健康サービスのビジネスモデル確立に向けて実証事業を行うとともに、日本医療研究開発機構における研究開発を支援する。

加えて、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、中小・小規模事業者等に対する相談窓口の設置などの支援策を講ずる。

世界と一体的に成長する「新輸出大国」

TPPによりアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」が構築されることを契機として「新輸出大国」を目指して、対内直接投資の促進も含めて、内外一体的な成長をさらに進めるとともに、国際的ルール形成の主導、企業のグローバル経営力の向上や地方創生を図る。具体的には、質の高いインフラの輸出や新興国市場の獲得を支援するとともに、国際標準の獲得支援やJETRO等を活用した対内直接投資の推進及び医療、コンテンツ、中小企業等の海外展開支援を、トップセールスを含め官民一体となって実施する。

エネルギーミックスの実現への取り組み

本年7月に策定したエネルギーミックスの実現に向けて最大限取り組んでいく。また、電力・ガスシステム改革の成果を広く社会が享受できるよう着実に改革を進める。具体的には、石油危機後並の大幅なエネルギー効率の改善に向けて、中小企業等の省エネ投資、省エネ住宅の促進、燃料電池車等の次世代自動車の導入など省エネを徹底推進する。

再エネについては、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立の実現に取り組み、地熱・小水力をはじめとする安定的な発電が可能な再エネ導入と広域的系統運用の推進、地域の再生可能資源を活用した自立分散型エネルギーシステムの構築を強力に推進する。また、水素社会の実現に向けた取り組みを進める。地球温暖化対策を推進するため、エネルギー・環境関連の研究開発を推進していく。

さらに、世界的な資源安をチャンスとすべく資源権益の獲得を進めるとともに、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等国内資源開発や高効率石炭火力の技術開発の加速化等を実現する。あわせて、非効率な設備については抑制に向けた取り組みを検討していく。加えて、国内製油所の事業最適化や災害対応能力の強化、SSの経営安定化等を推進する。最後に、原子力災害からの福島復興の加速に向けて、廃炉・汚染水対策等を着実に実施する。

原子力立地地域への支援については、これまでの立地地域のエネルギー安定供給への貢献を踏まえつつ、引き続き立地地域の実態に即したきめ細やかな取り組みを進める。

G空間情報の活用

G空間情報を高度に活用した安全・安心な社会の実現を目指し、平成35年度を目途とする準天頂衛星システム7機体制の確立やG空間情報センターの早期構築を図る。ICTを活用した新しいG空間情報サービスを展開することで行政、防災、農林水産業、交通、観光等の既存産業の高度化及び新産業の創造を行う。

公正かつ自由な競争による経済の活性化

国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合等に厳正に対処する。また、企業結合事案を迅速に審査し、あわせて透明性・予見可能性を確保する。活力ある中小企業の育成・強化がわが国経済の再生にとって重要であるとの認識の下に、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等の行為及び下請法違反行為に厳正かつ効果的に対処する。

悉皆的な大規模書面調査による積極的な情報収集により、消費税の転嫁拒否行為に迅速かつ厳正に対処するとともに、広報活動の充実、相談対応などにより、違反を未然に防止し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。

これら施策を着実に実施するため、公正取引委員会の体制を充実・強化する。

インフラへの賢い投資

戦略的・計画的な社会資本整備による民間企業の生産性向上と投資拡大を図るため、ストック効果を重視しインフラに「賢く投資する」、インフラを「賢く使う」取り組みを促進する。また、安定的・持続的な公共投資による経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現する。さらに、社会資本整備重点計画を実行する上で必要となる社会資本の整備や維持管理の情報について、ICTの活用による共通基盤を構築し、効率的な収集・利活用を推進する。

このため、三大都市圏環状道路や空港・港湾等へのアクセス道路、都市鉄道ネットワークの整備、首都圏空港や国際コンテナ戦略港湾等の機能強化に加え、高規格幹線道路、整備新幹線等広域的な高速交通ネットワークの整備等を推進する。また、PPP/PFIの推進、土地情報の充実等による住宅・不動産市場の活性化、都市再生の推進による都市の国際競争力の強化、電気自動車等の普及、海洋資源の開発、エネルギーの安定的輸送の確保、物流の効率

化・円滑化等に取り組む。

さらに、観光立国実現に向け、空港容量の拡大、C I Q体制拡充など訪日外国人受入環境整備、地方誘客・消費拡大や日本ブランド確立に向けた訪日プロモーションや広域観光周遊ルートの形成、クルーズ振興等に取り組む。また、T P P大筋合意を受け、インフラシステムの海外展開を推進する。

このほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えて、公共交通機関やスポーツ施設などの建築物、道路等のバリアフリー化を推進する。

すべての女性が輝く社会

人口減少という逃れられない課題を克服し、持続可能な社会・経済を確保するためには、女性の活躍は欠かせない。女性の活躍は、一億総活躍のための極めて重要な柱である。すべての女性の力を日本再生の原動力とし、国民一人ひとりがいきいきと活躍できる社会を築くために、政策を実行していく。

「女性活躍推進法」の実効性を確保すべく、国・地方公共団体・企業等の行動計画の策定を支援するとともに、取り組みの「見える化」を進める。同法に基づく取り組みの優れた企業に対する認定制度や公共調達を活用により、企業の取り組みを促す。

指導的地位に占める女性の割合を30%とすることを目指し、行政・民間・司法等における女性参画の拡大に向けた取り組みや将来に向けての人材育成を進める。また、政治の場への女性のさらなる参画も促進する。

性別にかかわらず希望に応じて仕事・家庭・地域に関わることができるよう、長時間労働の是正や働き方の多様化・柔軟化など働き方改革・休み方改革、イクメン・イクボスの普及・育成も含めた男性の意識改革と職場風土の改革、仕事と子育て・介護等の両立支援を進める。結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境整備を図る。

また、起業、再就職や地域活動など女性の多様なチャレンジを地域ぐるみで支援する体制を強化する。また、日本の将来を切り開く科学技術・理工系分野や建設・運輸分野等あらゆる分野で力を発揮する女性の育成に取り組む。

非正規雇用の女性やひとり親家庭への支援、いわゆる「マタニティハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶、性差医療の推進等による女性の健康包括支援、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの整備促進などにより、女性の安心・安定した生活基盤を整備する。

3. 暮らしの安全、将来の安心

将来の安心を確保する社会保障制度等

消費税増収分は、社会保障の充実等に確実に充てるとの社会保障・税一体改革フレームを堅持し、安定した社会保障制度の構築を図る。

「名目GDP 600兆円」の実現に向けて、賃金・最低賃金引上げや女性・若者等の活躍促進を図るため、キャリアアップ助成金の拡充・活用等による非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善や、ワーク・ライフ・バランスの実現の加速等を進める。また、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行う。

「希望出生率1.8」がかなう社会の実現に向けて、今年成立した若者雇用促進法の着実な施行やブラック企業、ブラックバイト対策を推進することなどを通じ、若者の就労支援に取り組むとともに、本年4月から施行した子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、「待機児童解消加速化プラン」による認可保育所等の整備のほか、事業主拠出金も活用しつつ、小規模保育、事業所内保育、病児・病後児保育などを含めた多様な保育の受け皿の整備とこれを担う保育士確保を着実に進める。放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等を推進するとともに、子育て世代包括支援センターを核として、地域に安全かつ安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備する。併せて児童虐待防止対策を強化するとともに、特別養子縁組や里親等の家庭養護の推進体制の充実を図る。施設退所児への教育・就労を含む生活支援の拡充にも取り組む。

ひとり親家庭に対する子育てや就労、住宅等生活支援を充実させるとともに相談窓口のワンストップ化、児童扶養手当の機能の充実を図るなど、子供の貧困対策を着実に推進する。

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅・施設サービス等の整備、介護人材の確保などを進め、ICT、介護ロボット等を活用し、介護人材の負担軽減・介護事業の生産性の向上を図る。また、介護休業が取得しやすいよう、介護休業給付の給付水準の引き上げ等や、新オレンジプランに基づく認知症対策など家族に対する相談・支援体制の充実を図る。

さらに、外国人技能実習制度の適正化等を内容とする見直しなどを行う。

また、全員参加できる社会の実現に向けて、高齢退職予定者の就労のマッチングやシルバー人材センターの機能強化など高齢者の就業、起業支援や、障害者が自立して生活・就労等するための支援をはじめとする社会参加支援や発達障害児（者）等の地域における支援の充実、生活困窮者に対する自立支援の推

進、地域住民に対する包括的・総合的な相談支援システムの構築などを図るとともに、職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援を行う。

「健康長寿社会」の実現を図るため、予防・重症化予防・健康づくりのインセンティブの付与や、不必要な多剤投与、重複受診・重複投薬の防止対策の強化など、データヘルスの効果的な取り組みの推進、後発医薬品の品質等に対する信頼性の向上・使用促進、歯科口腔保健の推進等を図る。「がん対策加速化プラン」を策定し、小児がん、希少がん、難治性がん等について「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」を三本柱としたがん対策を加速化するとともに、難病・小児慢性特定疾病にかかる制度を公平・安定的に実施する。革新的医薬品・医療機器の早期開発・実用化促進に向け、研究開発のため研究費の支援を行うとともに、医療の国際展開やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けた国際機関への協力などを推進する。診療報酬改定等において、質の高い医療を実現するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療機能の分化・強化、更なる連携、質の高い在宅医療の充実、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の機能の強化を図る一方、いわゆる大型駅前薬局の評価の適正化など必要な見直しを行う。また、後発医薬品の薬価等の適正化を図る。

さらに、水道施設の耐震化の推進等、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図るとともに、被災地の復興と防災の強化に向け、健康・生活面での支援や雇用確保等の被災者・被災地支援を継続する。また、TPP協定後も引き続き食の安全・安心確保に努める。戦没者遺族の高齢化を踏まえ遺骨収集帰還を促進する。厚生労働分野の情報セキュリティ対策の強化を図る。消費税率引上げによる影響等を踏まえ、簡素な給付措置を講ずる。

国土強靱化の推進

平成27年9月関東・東北豪雨や相次ぐ火山の噴火など頻発する災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守るため、災害復旧とともに、ハード・ソフト総動員の防災・減災対策や笹子トンネル天井板落下事故の教訓を踏まえた戦略的なインフラ老朽化対策等の国土強靱化の取り組みを推進する。

具体的には、台風や豪雨等により被害を受けた施設の復旧、災害リスクを踏まえた河川等の緊急防災対策、火山、地震や台風等に対する観測・監視体制等の強化、全国的なタイムラインの導入、ICT等の情報ソフトインフラの整備、警戒避難体制の整備等と一体となった土砂災害防止施設の重点的整備、住民の

避難にも活用できる河川堤防の整備等に取り組む。

また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、ゼロメートル地帯等における道路啓開体制の構築、公共施設の耐震化・液状化対策、避難施設、堤防の整備等を推進する。加えて、インフラの戦略的な維持管理・更新、密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、道路の無電柱化や交通の代替性確保のための広域的な基幹ネットワークの整備等を推進する。

このほか、地域公共交通の確保維持、交通ネットワークの構築等持続可能で安全・安心な交通を実現する。

防災・減災対策、災害に強い国づくり

被災地における消防防災体制の充実強化や、緊急消防援助隊、常備消防力、地域防災力の中核となる消防団の強化を図るとともに、火災予防対策を推進する。また、消防防災分野での女性の活躍促進や、伊勢志摩サミット等における消防・救急体制の確保、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催に向けた大都市等の安心・安全対策の推進、消防用機器等の競争力強化に取り組む。

大規模地震、火山災害、風水害等の多様な自然災害に対処するため、事前防災・減災対策・防災教育の推進、応急対策活動の強化、避難行動定着に向けた国民運動の推進、火山防災体制の強化、災害時要援護者支援の強化、被災者台帳の整備推進等を行うほか、防災を担う人材の育成、訓練の充実、国際協力の推進、中央防災無線網の整備等を行う。

治安対策の推進・頼れる司法の整備

わが国の治安は、刑法犯認知件数など数値については一定の改善をみているが、国民の治安に対する不安感は根強い。その背景としては、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪及び国際テロの脅威が増大しているとともに、ストーカー・DV事案、性犯罪、児童ポルノ事犯、振り込め詐欺事件等の女性・子供・高齢者が被害者となる犯罪の被害が深刻になっているほか、悲惨な交通事故が後を絶たないことが挙げられる。

こうした状況を踏まえて、良好な治安の確保に向け、総合的な対策を強力に推進する。特に、伊勢志摩サミットの開催にあたり、昨今のテロ情勢等を踏まえ、警戒警備に万全を期す。

刑務所出所者等の就労支援や住居の確保等による再犯防止対策、治安を揺るがす犯罪・テロ対策等の推進が不可欠であり、職員の増員や矯正施設等の整備を含む治安関係部門の体制を強化する。また、観光立国施策の推進による訪日外国人の急増や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、伊勢志摩サミットの開催に向け、入国審査官の増員を含む出入国管理体制の強化を図る。

さらに、不動産取引の基盤や災害復興の下支えとなる登記所備付地図の整備を含む登記事務処理体制の強化や、就職就学などの機会が失われている無戸籍者問題の解決の促進、成年後見制度の担い手の確保とともに、新たな難民認定制度に基づいた体制強化を図る。また、法の支配の実現のため、国際訴訟対策を含む予防司法機能の強化や、外国人・障害者等に対する人権擁護施策、頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援等の施策の充実・強化を図る。併せて、事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の人的機構の充実、裁判事務処理態勢の充実、裁判所施設の耐震化等を図るとともに、司法解剖をはじめ死因究明等の実施に係る体制の充実・強化に取り組む。

総合的な環境行政の推進

平成 28 年度は、2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標を国連に提出した後の初年度として、新たなスタートを切る。この節目の年において、削減目標達成のため、できるだけ速やかに地球温暖化対策計画を策定し、省エネの徹底、再エネの最大限の導入、火力発電所の低炭素化促進等の国内対策の抜本的強化と低炭素地域づくりに取り組むとともに、環境先進国としてのわが国の優れた低炭素技術の国際展開（二国間クレジット制度等）を通じた世界全体の排出削減、新たな国際枠組みの詳細ルールの策定に貢献する。

2R（リデュース、リユース）促進・リサイクル高度化、廃棄物エネルギーの徹底活用や一般廃棄物処理施設の着実な更新、PCB 廃棄物対策、また、「山の日」祝日施行も踏まえ、自然の恵みへの感謝とその活用を通じて都市と地域が支え合う仕組みの構築、国立公園等のユニバーサルデザイン化、改正鳥獣法に基づく鳥獣被害対策等を推進する。

循環共生型社会の基盤を確保するため、ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育の推進、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）や水銀等の化学物質対策、水俣病等の公害健康被害対策、微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策、漂流・漂着・海底ごみ対策等に取り組む。

G7 富山環境大臣会合等の国際会議を通じてリーダーシップを発揮すると

ともに、わが国の実績ある環境政策、環境技術等の環境インフラの海外需要を捉えた国際展開を図る。

原子力発電所の立地等自治体の実情に応じて避難計画策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保等原子力防災・モニタリング対策の充実・強化を推進する。また、原子力規制の継続的改善を進めるとともに、原子力規制庁職員の専門能力を向上させるよう、専門人材の確保・育成に取り組む。

適切な消費者行政の推進等

消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、さらには経済の好循環にとっての大前提である。このため、消費生活相談員の増員等の地方消費者行政の充実、高齢者等の見守りネットワークの構築、若年層等への消費者教育の充実、景品表示法等の執行、消費者事故等の情報収集・分析強化、グローバル化への対応、食品表示の充実等を進める。

全都道府県・政令市への地域自殺対策推進センターの設置に向けて、地域における自殺対策を強化する。

会計検査機能を充実強化するため、検査体制、検査活動及び研究・研修体制の充実強化を図る。

4. 地方こそ成長の主役

地方創生の着実な推進

本年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定し、地域の「稼ぐ力」・「地域の総合力」・「民の知見」を引き出すことを通じ、官民連携、地域連携や政策間連携という新たな「枠組み」や地方創生を担う新たな「担い手」、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」をつくり、地方創生を深化させているところである。また、地方公共団体においても、「地方版総合戦略」を策定、それに基づく施策を展開しているところであり、地方創生の取り組みも具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

地方は人口減少や少子高齢化の最前線であり、地方創生は「一億総活躍社会」の実現に向けて最も緊要度の高い取り組みである。また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意に達したことを受け、TPPを真にわが国の経済再生、地方創生に直結するものとするのが求められている。

こうした認識のもと、ローカルアベノミクスの推進を通じた、地域の付加価値創造力の強化のため、「地方版総合戦略」に基づく、具体的な成果目標とPDCAサイクルを備えた地方における先駆的な取り組みを、人材面・情報面を含めて支援していく。また、国土強靱化等、安全・安心に関する取り組みとの調和を図りつつ、他の制度改革とも協働する。

関係府省連携の下、地方創生予算への重点化により財源確保を行った上で創設する新型交付金を活用し、地方公共団体の先駆的な取り組みを進めていくことが期待される。他の補助金やまち・ひと・しごと創生事業費による地方財政措置と連携した支援を行っていく。

今後、地方で、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すため、以下に示すまち・ひと・しごとの創生に取り組む。

1) 「しごとの創生」として、地域に新たなしごとと投資の流れを作り、若者にとって魅力的な職場を増やすことで、「雇用の質」の確保向上及び将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を図る。例えば、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるため、高付加価値商品の開発や地域への新たな人材の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、日本遺産の活用などを含め観光業や農林水産業をはじめ地域産業の活性化、情報

通信技術（ICT）の活用によるイノベーションや地域エネルギー企業立ち上げ推進等に取り組む。また、公共的な地域活動やソーシャルビジネス等地域の活躍の場づくりを進めるとともに、ひとり親や難病、障害者などが働きやすい環境の整備に取り組む。

2) 「ひとの創生」として、地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。また、くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにはチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備を図るとともに、地域ごとに異なる少子化の実態に即した対応を進める。テレワークによって、介護等様々な理由により地方に移住した後も今までと同じ仕事を続けられる体制を推進する。

3) 「まちの創生」として、中山間地等における利便性の高い地域づくり、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワークの形成の推進や、広域的な機能連携、東京圏をはじめとした大都市圏等における高齢化の問題への対応など、それぞれの地域の特性に即した課題の解決と活性化を図る。

夢と希望の持てる「農政新時代」

TPP大筋合意を受けて、日本の農政はいま、「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。われわれはまず、TPPの影響による生産者の不安を払拭し、希望を持って生産に取り組めるように万全を期すとともに、中山間地域を含む美しく活力ある地域を今後ともしっかり守っていかねばならない。そして、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するためにも、「TPP関連政策大綱」を踏まえた攻めの農林水産業への転換に必要な施策の推進に全力をあげる。

こうした考えに立ち、平成27年度補正予算においては、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、産地パワーアップ等国際競争力のある産地イノベーションの促進、畜産クラスター等畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、高品質なわが国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓、合板・製材の国際競争力の強化などに取り組む。

さらに、平成28年度当初予算においては、次に掲げる主要施策の展開に必要な十分な予算を確保する。

麦、大豆、飼料用米等に対する水田活用の直接支払交付金（戦略作物、産地

づくり)について、継続的に措置する。土地改良事業について、高付加価値化・生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や維持・保全等を一層推進する。農地中間管理機構のフル稼働により担い手への農地集積・集約化を図るとともに、多様な担い手の育成・確保やICT化、データ化による生産性の向上を推進する。畜産・酪農の競争力を強化するため、収益性の向上、国内飼料生産・利用の拡大等を推進し、生産基盤を強化する。あわせて、畜種ごとの特性に応じた畜産・酪農経営安定対策を推進する。

6次産業化による農産物の高付加価値化や地産地消を推進するとともに、オールジャパンでの輸出拡大を着実に進め、インバウンドを含む国内外の新たな需要を取り込む。

野菜、果樹・茶、甘味資源作物といった各品目について、現場のニーズに対応した生産振興対策を積極的に推進する。家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止を徹底し、安心できる営農環境を守る。

農業・農村の有する多面的機能を発揮するため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全を支援する日本型直接支払を着実に実施する。農山村における雇用の確保、地域のコミュニティ機能の維持、都市と農山漁村の共生・対流、鳥獣被害対策等を推進し、美しく活力ある農山漁村を実現するとともに、福祉農園の開設支援や拡大定着など都市農業の機能発揮を促進する。

夢のある林業の振興

林業の成長産業化を実現するため、CLT（直交集成板）など新たな製品・技術の開発・普及の加速化、木質バイオマスの利用促進等により新たな木材需要を創出する。自伐林家を含む多様な担い手の育成・施業集約化を進めるほか、花粉発生源対策を推進する。COP21の対応を踏まえ、間伐等の森林整備・保全による森林吸収源対策に取り組むとともに、山地災害対策を推進する。

希望ある水産業の振興

水産業の成長産業化を促進し、TPPをはじめとする国際環境の変化にも対応できる強い水産業を実現するために、平成27年度補正予算で必要な措置をとるとともに、来年度予算編成につなげる。

浜の活性化と漁業者の所得向上のため、漁業者自らが考える「浜プラン」策定への取り組みを促進し、その着実な実行を推進する。また、新規就業者等の

担い手の育成・確保や漁船漁業の構造改革を推進する。さらに、持続的な水産業の基礎となる資源管理を推進する。加えて、担い手の経営安定のため、漁業収入安定対策や燃油・配合飼料価格に係るコスト対策を推進するとともに、国産水産物の国内流通・消費の拡大や海外輸出を促進する。

また、漁業や漁村の多面的機能発揮や離島漁業再生に向けた漁業集落の活動を推進するほか、さけ・ます、ウナギ等の増養殖対策、漁業環境の保全等を推進する。加えて、調査捕鯨を安定的に実施するほか、水産業の強化のための共同利用施設等の整備、輸出等の拡大に向けた漁港の高度衛生管理対策や国土強靱化に資する漁港施設の長寿命化対策、漁港・漁村の防災・減災対策を推進する。

活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策に取り組めるよう平成28年度地方財政計画においても、「まち・ひと・しごと創生事業費」について1兆円程度の額を維持するとともに、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成28年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、東日本大震災の復旧・復興事業等についても、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

地域経済の好循環を拡大するため、地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、自治体インフラの民間開放による公共施設のオープン・リノベーションや地域産品の海外への販路開拓等を推進し、地方からGDPを押し上げ、為替変動にも強い地域の経済構造改革を進める。

さらに、「集約とネットワーク」の考え方に基づく「連携中枢都市圏構想」や「定住自立圏構想」の推進等により、活力ある社会経済を維持し、自立的な地域経営を確立するとともに、地方への移住・交流推進や地域おこし協力隊の拡充、人材育成や都市農山漁村の交流の制度化を通じた推進、過疎地域等における集落ネットワーク圏の形成による日常生活機能の確保等を支援し、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を目指す。

地域の拠点づくり

アベノミクスによる地域経済の好循環実現と個性豊かな活力ある地域の形成を目指し、地域の「稼ぐ力」等を引き出す地方創生を推進するとともに、

「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の実現に向け、子育てがしやすく、子供から高齢者まで豊かに暮らせる生活環境の整備に取り組む。

このため、都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ形成、道路ネットワークの整備や地域公共交通ネットワークの充実・再編、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」の形成と道の駅の活用、自転車利活用の推進、魅力ある観光地域づくり、空き家対策、既存住宅ストックの流通促進、三世代同居・近居がしやすい環境づくり、スマートウェルネス住宅の実現、住宅確保の要配慮者に対する安心居住の推進等に取り組む。また、離島・奄美群島・小笠原諸島・半島・豪雪地帯等の条件不利地域の振興、積雪寒冷地域対策を支援する。

さらに、地域経済を支える建設業・運輸業・造船業等における人材確保・育成を支援する。

自立する沖縄の振興

沖縄は、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、多くの優位性や潜在力を有している。わが国のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、沖縄振興一括交付金、那覇空港第二滑走路増設事業の推進、沖縄科学技術大学院大学（OIST）における国際水準の研究・教育の推進、観光振興を始めとする沖縄振興策に引き続き取り組む。

また、拠点返還地である西普天間住宅地区（沖縄県宜野湾市）における国際医療拠点形成を推進するため、各種調査をはじめとする地元宜野湾市の跡地利用に係る取り組みを支援するなど、跡地利用特措法に基づき、駐留軍用地跡地利用を推進する。

5. 未来を拓き創造する教育再生

学力と人間力を備えた人材の育成

教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が質の高い教育を受け、一人一人がその能力を最大限発揮できる社会の実現を目指す。

このため、学校現場の喫緊の諸課題への対応やチーム学校の推進等のための教職員等の戦略的配置など教職員等指導体制の充実、教員の資質向上、道德教育・命を大切にす教育・小学校における英語教育・主権者教育等を含む教育課程の充実、いじめ・不登校対策の推進、特別支援教育の充実、キャリア教育・職業教育の充実、文化芸術・スポーツや農山漁村・キャンプ等における体験学習の推進、ICTを活用した学びの推進、新しい時代にふさわしい教育制度の柔軟化の推進、高大接続改革の推進、学校・家庭・地域の連携推進のための体制整備等を推進する。

また、国立大学の機能強化のための基盤となる環境の整備充実、改革に取り組む私立大学への支援など私学の振興、海外子女教育や留学生交流などグローバル人材の育成、専修学校等の人材養成機能の向上等を推進する。

さらに、学びのセーフティネット構築のため、幼児教育無償化に向けた取り組みの段階的推進及び「子ども・子育て支援新制度」も踏まえた幼児教育の質の向上、総合的な子供の貧困対策の推進、高校生等への修学支援の推進、大学等奨学金事業の充実、国立・私立大学等の授業料減免等の充実、学校施設の老朽化対策や空調設置・トイレ改修等の教育環境の改善、耐震化、学校安全等を推進する。

「スポーツ・文化芸術の振興」の実現

スポーツ・文化芸術の振興を国家戦略として推進する。2020年東京大会に向け、スポーツ庁を中心に、トップアスリートの育成・強化とともに、スポーツによる健康増進・地域活性化、ホストシティ・タウン構想、障害者スポーツ、スポーツ関連産業の振興策などを推進する。

文化芸術立国の実現に向けて、文化プログラムをはじめとする創造力あふれる文化芸術活動を全国的に展開するとともに、文化財の保存・活用や日本遺産など地域活性化を図る取り組みへの支援、障害者の文化芸術活動の支援を推進する。

6. 積極的平和外交、揺るぎない防衛体制

サミットを見据えた積極的な外交の展開

グローバル化と脅威の多様化が進む中、安倍政権は「地球儀を俯瞰する外交」を積極的に展開し、日本外交の三本柱、すなわち、日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、及び日本経済の再生に資する経済外交のさらなる展開を掲げ、諸課題に取り組んでいる。明年は、とりわけG7伊勢志摩サミット・G7広島外相会合を成功させ、国連安保理非常任理事国就任、TICADのアフリカ初開催、日中韓サミットの日本開催等により、わが国のプレゼンスの向上を図る好機であるところ、ODAも活用しつつ、一層積極的な外交を展開する。

活発化する各国の広報活動にも適切に対処しつつ、国際社会に対して日本の「正しい姿」と多様な魅力を発信し定着・浸透させるべく、民間との連携を図りつつ、戦略的対外発信をさらに強化するとともに親日派・知日派の育成を推進する。

イスラム過激派の伸張等により、海外の邦人の安全がかつてないほど脅かされる中で、在外邦人・日本企業・日本人学校等の安全対策、在外邦人との切れ目ないコンタクトを確保する体制及び国際テロ情報の収集能力・体制を抜本的に強化する。

積極的平和主義の立場から、平和構築、法の支配、女性、軍縮・不拡散、人間の安全保障、開発（防災、保健、教育・スポーツ）、スポーツ・フォー・トゥモロー、環境・気候変動等のグローバルな課題における貢献を強化する。また、日本の国益の増進を念頭に、国際機関への拠出のあり方を不断に検証するとともに、国際機関の日本人職員やグローバル人材を育成する。

なお、ユネスコ世界記憶遺産の登録プロセスに関し、ユネスコの信頼性、透明性を高めるための制度改善が必要との認識のもと、平成28年のユネスコ分担金の拠出あるいは支払い方法については、検討の必要がある。

GDP600兆円を目指して、自由貿易、投資拡大、地方創生等の推進を念頭に、また、TPP交渉が大筋合意に至ったことを受け、日本企業や自治体の海外展開を積極的に支援する取り組みを通じ、ビジネスマインドを持って一層活発な経済外交を展開する。また、日本のソフトパワーに資する科学技術外交を展開する。

多岐に渡る外交課題に対応していくために、国際的目標を念頭に置きつつ、国益に資する開発協力（ODA）を広報も含め一層戦略的に実施するための基

盤を強化する。また、安全で信頼できるサイバー空間構築のため、サイバーセキュリティに関する国際的なルール作りに積極的に取り組む。さらに、2020年を念頭に、在外公館数、人員体制、使命感を持った外交官の育成等を含め、欧米主要国並みの外交実施体制を整える。

揺るぎない防衛体制の確立

わが国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核開発の進展や弾道ミサイルの発射、中国によるわが国領海への断続的な侵入及び周辺海空域における活動の急速な拡大・活発化等に見られるように、近年より一層厳しさを増しており、自衛隊の対応も増加傾向にある。また新たにISILによるテロ活動の活発化等、国際的なテロの危険も高まっている。

これらを踏まえ、28年度防衛予算では、防衛大綱及び中期防の3年目として、国民の生命・財産、領土・領海・領空等を断固として守り抜くため、防衛力の「質」と「量」を確保した「統合機動防衛力」の構築に万全を期す。

具体的には、海上優勢及び航空優勢の確保や、機動展開能力の整備を重視し、統合機能のさらなる充実に留意しながら、警戒監視能力、情報機能、輸送能力、指揮統制・情報通信能力、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応に必要な防衛力を整備する。また、サミット等も控える中、テロ対策にも遺漏なきよう備える。

その際、防衛装備庁が発足したことも踏まえ、戦略性をもって、防衛生産・技術基盤の維持・強化、先端技術の開発や民生技術の活用も含めた自主的な研究開発、国際共同開発・生産への参画を推進していく。

また、新たな日米防衛協力のための指針に基づき日米同盟強化を進め、アジア太平洋地域における同盟の抑止力を高めるとともに、同盟国、友好国との防衛協力を推進する。

さらに、基地周辺住民の方々の負担軽減、とりわけ沖縄の基地負担軽減を実現するため、「日米合意」に基づく普天間飛行場の名護市辺野古への移設や嘉手納以南の土地の返還等を推進し、在日米軍再編を着実に進める。また、地域社会などへの広報活動や情報発信を推進する。

なお、防衛を担う優秀な人材を確保するための施策を進めるとともに、自衛隊員の処遇改善についても引き続き検討し、女性職員、女性自衛官の活躍を支えるための施策を推進する。また、一億総活躍についても、予備自衛官等を多

様な働き方の一つとするほか、退職自衛官等の防災や介護、子育てなど社会的ニーズの高い分野での活用を含め、自衛隊が有する人的資源を社会に還元し、貢献できる分野を検討していく。

主権を守る領土・領海の警備

わが国における主権と領土・領海を守るため、尖閣諸島・小笠原諸島周辺をはじめとするわが国周辺海域において、戦略的海上保安体制や国際的な海上保安ネットワークの構築を推進するとともに、海洋調査の実施、遠隔離島における活動拠点の整備を推進する。

一日も早い拉致問題の解決

拉致問題については、全ての拉致被害者の即時帰国、真相究明、実行犯の引き渡しを実現するため、情報収集・分析体制の強化、北朝鮮向け放送の充実、国際連携や内外世論の啓発のさらなる強化など総合的な対策を推進する。

「拉致問題に進展がない限り、北朝鮮が未来を描くことはできない」との安倍総理の発言を踏まえて、制裁強化も視野に入れ、「対話と圧力」により、被害者全員の即時帰国を実現する。